

## 「知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見」の政策解説

このほど、国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は共同で「知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見」（以下、「意見」という）を発行した。社会各界が文書発表の背景、内容を理解しやすくし、政策の効果をよりよく発揮させるため、ここに「意見」の要点について以下のように解説する。

### 一、背景状況

習近平総書記は、知的財産権の全チェーン保護を強化すべきであると強調した。知的財産権保護は、幅広い分野をカバーし、複数の分野に及ぶ体系的な事業であり、法律、行政、経済、技術、社会統治など様々な手段を総合的に活用し、審査認可、行政法執行、司法保護、仲裁調停、業界自律、市民信義誠実などのステップから保護制度を整備し、協調・協力を強化し、「大保護」の業務推進パターンを構築しなければならない。知的財産権鑑定は、知的財産権の全チェーン保護を強化するための重要なステップとして、知的財産権の行政・司法当局の案件処理に科学的根拠を与え、知的財産権保護効果の更なる向上に寄与することができる。近年、人工知能、情報通信、生物医学などの先端・最前線技術の急速な発展に伴い、難解で複雑な知的財産権案件が絶えず増加している。知的財産権鑑定は、知的財産権紛争、特に難解で複雑な案件における専門的技術の事実認定において、ますます重要な役割を果たすようになってきている。

中国共産党中央委員会、国務院は知的財産権の鑑定業務を非常に重視している。中国共産党中央委員会、国務院が発行した「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」、国務院が発行した「「十四五」国家知的財産権保護と運用計画」、中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁が発行した「知的財産権保護の強化に関する意見」はいずれも知的財産権鑑定業務の強化に対して明確な要求を提起した。中国共産党中央委員会、国務院の決定配置を実行するために、国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局は共同で「知的財産権鑑定業務連携の強化に関する意見」を制定した。

### 二、全体的な要求

「意見」は、中国共産党第20回全国代表大会の精神を全面的に貫徹し、中国共産党中央委員会、国務院が発行した「知的財産権強国建設綱要(2021-2035年)」と中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁が発行した「知的財産権保護の強化に関する意見」を深く実行し、「知的財産権鑑定業務の強化に関する国家知識産権局の指導意見」の実

行を推進し、知的財産権鑑定業務システムを構築・完備し、知的財産権鑑定の品質と社会的信頼性を向上させ、法執行と司法における鑑定の積極的な役割を十分に発揮させ、知的財産権鑑定業務における知的財産権の管理・法執行部門と司法機関の協力を深化させ、知的財産権の全チェーン保護を強化することを強調した。

### 三、主な内容

「意見」は十か条からなる。

(一) 第一条は、知的財産権鑑定に関する定義である。関連法律の規定と実践状況に基づき、「司法鑑定管理問題に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(2015年改正)の司法鑑定に関する定義「司法鑑定とは、訴訟活動において鑑定人が科学技術又は専門的な知識を用いて訴訟に係る専門的な問題に対して鑑別と判断を行い、鑑定意見を提供する活動を指す」を参照して、本条は知的財産権鑑定を次のように定義した：知的財産権鑑定とは、鑑定人が科学技術又は専門的な知識を用いて知的財産権の行政と司法保護に関連する専門的な技術問題に対して鑑別と判断を行い、鑑定意見を提供する取り組みを指す。

(二) 第二条は、知的財産権鑑定に関する具体的な分野についてである。部門の職責と知的財産権の主要な分野の事件の特徴を考慮して、知的財産権鑑定は主に専利、商標、地理的表示、営業秘密、集積回路の回路配置設計など各種の知的財産権紛争における専門的な技術問題の解決のために用いられることを明確にした。そのうち、「各種の知的財産権」とは「中華人民共和国民法典」第二百三十三条に規定する対象を指す。

(三) 第三条は、知的財産権鑑定意見の性質に関するものである。鑑定意見に関する「中華人民共和国刑事訴訟法」「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国行政訴訟法」及び関連司法解釈の関連規定を参照して、知的財産権の鑑定意見は、検証によって事実であると証明され、手続が合法的であってこそ、事件事実を認定する根拠とすることができることを明確にした。

(四) 第四条から第八条は、知的財産権鑑定業務連携の強化に関する関連メカニズムであり、国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局が協議メカニズムを構築・完備し、情報共有メカニズムを健全化し、共同で知的財産権鑑定機構と鑑定人員の訓練と育成を強化し、共同で知的財産権鑑定機構の専門化、規範化の構築を推進し、業界自律を強化するなどの内容を明確にした。

そのうち、第七条は、知的財産権鑑定機構の選定・推薦・採用メカニズムを構築し、知的財産権鑑定機構の名簿データベースを構築し、知的財産権鑑定基準を徹底した鑑定機構を名簿データベースに組み入れて公開し、関連行政機関や、司法機関、仲裁調停組

織などの選択に供する。知的財産権鑑定機構の相互推薦・共有を実施し、知的財産権鑑定機構と鑑定人員の就業状況に対する相互フィードバックメカニズムを構築し、共同で知的財産権鑑定業務の規範化と法制化を推進することを重点的に提起した。

そのうち、第八条は、業界自律と鑑定人又は鑑定機関の違法行為に対する処理規定に重点を置いており、業界が信義誠実システムの構築を強化し、自律的管理を強化し、業務活動の苦情処理制度を構築し、業界の激励・懲戒メカニズムを改善するように自律組織を指導し、著しく無責任で当事者の合法的権益に重大な損失をもたらしたり、人民法院の法に基づく通知を受けたにもかかわらず出廷や法廷での証言を拒否したり、故意に虚偽の鑑定を行ったりするなど深刻な信用失墜行為が存在する知的財産権鑑定人、鑑定機構に対して、関連部門は共同懲戒を実施することができる。犯罪を構成する者は、法に基づいて刑事責任を追及することを強調した。

(五) 第九条は、「意見」が国家知識産権局、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家市場監督管理総局が解釈を担当すると規定した。

(六) 第十条は、「意見」が公布日から施行すると規定した。

出所：2022年11月29日付け国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/29/art\\_66\\_180537.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/11/29/art_66_180537.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。